

令和4年度第2回神戸市市民福祉調査委員会成年後見専門分科会 議事要旨

- ◇ 日 時 令和5年3月10日（金） 午前10時00分～午前12時00分
- ◇ 場 所 こうべ市民福祉交流センター301研修室
- ◇ 報 告 （1）神戸市における成年後見制度等の利用状況について
（2）市民後見人候補者の養成について
（3）令和5年度の取り組みについて
- ◇ 協議事項 意思決定支援のあり方について

1. 報告（1）神戸市における成年後見制度等の利用状況について

事務局より資料3の説明。

○委員

市民後見人として活動しようと思う人に時間と金銭に余裕があるという条件を揃えるのは難しいと思う。専門職の後見人でも、入所施設や医療機関に足を運んだりするのは大変な仕事だ。それにやりがいを感じているのは非常にいい話だが、無償でできるのが普通の仕事ではない。そこまで時間的・金銭的に余裕が持てるのはごく限られた人だと思う。

だから、市民後見人の広報をするのはよいが、全体的な制度の話をする、ごく限られた人ではなくどうやって市民後見人になれる人の裾野を無理なく広げていくのか、本当に無報酬でよいのかも含めて議論をしていく必要があるのではないかな。

○委員

委員の意見ももっともだ。しかし、現状、全国的に有償で市民後見人をしている地域が増えてきている中、大阪・神戸辺りの比較的限定的な地域が無償で行っているが、有償であっても市民後見人の数は伸びていない。

つまり、有償になったからといって、市民後見人として積極的に活動する人の数は全国的に増えておらず、「有償だから必ずいい」というのはわからないのではないかな。

私は必ず市民後見人の中間面接の際に、無償での活動になるがよいのかを聞くようにしているが、最近は「無償だからこそやる」「有償だったらそもそもここには来ない」と回答される方もいる。市民後見人の委員の専任数が少ないという大きな課題解決のためには、無償である以上「やりがい」が必要なのではないかな。

動画に出てきた市民後見人もそうだったが、施設費を払うだけの内容ではなく、スキル

がある方にはもう少し高いレベル、スキルの求められる内容をいくつか提示する等、やり応えがあるような案件をお願いするようにしてはどうか。市民後見人として大変かもしれないが、それは適切な選任交代の場面で専門職に交代できるようにする等の方法を提示するなどして、私たち専門職が、市民後見人が大変なときにそれを引継ぎ、支えていけるような体制を整えればよいのではないかと思う。

○委員

銀行協定について、2行に取り組んでもらっているが、記録を残さないため件数等の実績がわからないと説明があった。そのような契約であれば仕方がないと思うが、行政と協定を結んでいる以上は、「取り組んでいます」で終わるのではなく、実態のようなものが見えてきたらよいと思う。

協定を結ぶ際に、報告の約束はしていないと思うし、銀行は多くの支店があるため情報の集約も大変だと思う。だから、例えばアンケートで行員に「神戸モデルの事例がなかったか」「現場で困ったこと」、「件数」などを回答してもらおうと良いのではないか。

大々的なアンケートは難しいかもしれないが、現場の行員にもご協力いただいているのであれば、頑張ってもらっている点、市が手立てを検討すべき課題等が見えてくるかもしれない。

○委員

銀行協定について重ねて意見をしたい。

私は、高齢者の相談窓口をしており、銀行協定を知らない家族の方も多く、質問を受けることが増えてきている。基本的には市民向けにホームページ等で広報しているのと思うが、もう少し分かりやすく提示できるものがあればよいと思う。

また、ケアマネジャーでも知らない方が多いため、もう少し周知の必要があるのではないかと感じる。

○委員

権利擁護背策の拡充の場面で、後見人の支援として、今期はNPO法人等の情報収集をすることであったが、どのような情報を集めて、そこから将来的に繋がるような方向性等を抽出できたのかを報告してほしい。

●事務局

具体的には情報収集はあまり進んでいない。情報の内容としては、利用支援事業の報酬助成になる。報酬助成の申請をしているNPO法人等については把握しているが、その他は

今のところ把握できていないというのが正直なところである。

今後、家庭裁判所と連携し、NPO法人等の情報を共有してもらえると非常に助かるとは考えている。それが来年度の課題でもあると考える。

将来的には、令和4年度に考えていた研修等を行うことになると思う。しかし、前回（8月）の分科会で委員から指摘があったとおり、NPO法人等はたくさんあるため、例えば、金銭管理を行う法人が市の成年後見関係の研修受講を前面に出して、神戸市公認であるかのような言い方をし、顧客を増やし、その法人が日常的な金銭管理等で不祥事を起こした場合、実際に市は何の関与もしていなくても、そのような法人をどう監視していくかという問題がある。そのような意味で「接し方」も非常に難しいと考えている。

そのため、令和5年度は、相談会等の開催を検討している。また、日常的に成年後見支援センターに相談しやすい体制作りは必要だと思っているため、そういった方面の取り組みを行おうと考えている。

○委員

将来的に法人後見との連携などは重要になってくると思うが、やはり志の高い法人もあれば、非常に危険な団体もある。まずは、その指導監督、いわゆる1つの後見事件の管理の在りようを十分に確認することが大事だ。

あとは、先ほども出ていた日常管理、任意後見、遺言、身元保証等の周辺業務を法人後見に付随させることで、結果的に不透明なお金の流れが出てしまう問題がある。この辺りの情報を評価の1つとして抽出するにしないと不安を感じる。今後の情報収集の在りようでは、この辺りを考えてほしい。

○委員

「地域に根差した成年後見制度」を考えると、成年後見制度の相談支援体制強化及び利用促進で1番に掲げられている「早期相談」に全て繋がってくる。

つい我々は、成年後見というステージを中心に考えてしまい、初期段階の補助・保佐というような非常に裾野が広い分野に関する取り組みは十分にされてきているのかと思う。当然できる範囲も異なってくるが、市民後見人を養成する際には、その辺りのステージ別のことも踏まえていくべきだ。

後見のような重たい状態ではなく、非常に些細なことで困っている方が多くいるため、今後、広くステージを下げた状態、初期の段階まで広げた形でのPR活動をすることで、一般の市民がこちらを向いてくれると思う。その辺りのPR活動も踏まえて、市として広い形

で取り組んでいるかをお聞きしたい。

●事務局

やはり成年後見が前面に出てくるため、補助・保佐を知らない方は多くいると思っている。成年後見支援センターが区分ごとに「補助・保佐・後見」と分かるようなパンフレットは作成している。補助・保佐を押し出した広報はしておらず、成年後見を前面に出している、あるいは成年後見等という言い方をしている状況のため、いただいた意見を参考にしたいと思う。

市民後見については、市長申立をするのが原則後見相当の方のため、市民後見人が付くのは後見の方という状況である。しかし、市民後見人の研修でも、補助・保佐・後見という区分があることは、カリキュラム内で説明している。

○委員

早い段階ということであれば、在宅を続けるために日常生活自立支援事業を使いたいけど神戸市ではなかなか使えないような現状がある。一応、専門員の数も増やしてはいるということ、件数も目に見えて増えてきている感じなのではないか。

●事務局

まず、市民後見人の養成関係は、指摘にあったとおり、市民後見人のボランティア精神にどこまで頼り続けることができるのか、一方で、ボランティア精神だからこそできる取り組みでもあるという少し相反した内容がある。これについては、研究させてほしい。

それから、銀行協定がなかなか知られていないのではないかという話も全くその通りだ。私どもとしても、それについてはPRをしていきたいと思っている。

一方で、ケアマネジャーに対しては、先日のケアマネ連の研修会などでも話をしており、ケアマネジャーには銀行協定を知ってもらい、実際の業務の中で活用して欲しいと思っている。引き続きケアマネ連と連携しながら周知をしていきたいと思う。

銀行自体にアンケートをするという話についても、とてもいいアイデアだと思う。銀行で実際にどのような相談が上がってきているのかを、現在、銀行の本部でなかなかつかめ切れていない状況であり、我々もそこは特に知りたいところである。銀行と相談しながら、どのような形で情報収集できるのか考えていきたい。

銀行の支店の行員に対しての説明会等は、以前からやりたいという話はしており、行員の方々ができる限りレベルアップ、スキルアップできるような働きもしていきたい。

また、NPO関係については前回の分科会でも指摘いただいたが、我々としてもNPOとの関

わりは非常に重要なファクターだと思っている。一方で、慎重に対応する必要があるという認識あるため、今後の対応を検討していきたいと思う。

保佐・補助についても、ご指摘のとおりだ。後見制度は大きなくりのため「後見」ばかりに目が行きがちだが、「補助」「保佐」も含めて「後見制度」であり、我々も補助・保佐の相談を受け付けている。そのような認識を持ち、初期の対応ができるようにしていきたいと思う。

まとめた説明になったが、以上である。

2. 報告（2）市民後見人候補者の養成について

事務局より資料4の説明。

○委員

素朴な疑問だが、定年（75歳）やご事情で市民後見人が途中でやめる場合、やめた後には別の登録している市民後見人が引き受けることになるのか。

●事務局

まず、受任中の方は75歳を迎えたとしても引き続き活動を続けてもらっている。ご事情でやめられる方の場合は、どなたか別の方に引き継ぐことになる。

○委員

新規の方は75歳までだが、受任中であれば、75歳を超えても続けることができるということか。

●事務局

そのとおりだ。受任活動中であれば、その方の後見が終わるまで続けることができる。

3. 報告（2）令和5年度の取り組みについて

事務局より資料5の説明。

○委員

私は民生委員をしているが、民生委員の立場から見ると、民生委員はご家族の了解を得ながら、行政や社協等の専門に事情を説明し、施設入居等に繋がっている。地域連携ネットワークとはまさにそのところだと思う。「繋いでいく」とか「情報共有していく」という仕組みが、私の担当地域でも作られておらず、民生委員から見ると、とりあえず繋いだら終わり、あとは施設の人がやってくれるような仕組みになってしまっている。

デイサービス等の何かのサービスを受けているなど情報があっても、進行状況が全然掴めない。いつの間にか入所していることや亡くなっていること等があり、「あの人どうしているのかな」という思いが民生委員としては残っている。

地域で支えるというのであれば、民生委員はきちんと個人情報を管理するように定められているため、そのような情報を民生委員に共有できると思う。そこまで民生委員がやるかは別として、地域に根差して民生委員をしている人は強い思いを持っているため、その思いを上手く利用できないかなと思っている。

●事務局

地域連携ネットワークの在り方については、前回（8月）の分科会で皆様からいろいろな意見を頂いている。その中で、民生委員は地域連携ネットワークの中では、当然ながら重要な登場人物になってくると思っている。

実はまだ、我々の中で、地域連携ネットワークを今後どのように構築していけるのか答えが出ていない。来年度以降にかけて、今後の在り方を検討していく上で、今年一部を入れた形になっている。

いろいろな方が参加をして、本人を地域全体で支えていける仕組みを考えていけないか、そのために中核機関としてどのような役割を果たすべきなのかを、考えていきたいと思っている。今後もこの委員会で、相談することになると思うため、意見をいただきたい。

○委員

後見人の支援について、現在、26名に受任中とあるが、実際に後見に携わる方が各現場で困ったことがあった場合に、後見人同士で情報交換や問題の共通認識を持つような話し合いの場・反省会のようなものは実施しているのか。

●事務局

継続研修にて、事例検討等を行っているため、そこで共有する形で対応している。

○委員

受任活動中の方だけの研修はしていないが、基本的に年2回継続研修と各区の相談室の相談員研修を全員受講可能としている。その中で、実際の事例や後見人の思い等を共有するグループワークを実施している。コロナの影響で過去2年間はできていなかったが、昨年度からは復活させている。

○委員

私どもの事例になるが、税理士会でも、数は少ないが受任している方が様々な問題を抱

えている。年に1回、先生方に集まり、皆さんの知恵を拝借するような場を設けている。そのような救済策は絶対に必要だろうと感じていたため、質問させてもらった。

○委員

日頃の活動の中で、市民後見人の判断が難しい案件に関しては、毎週火曜日に第1第3は弁護士、第2第4は司法書士の方に来てもらい、専門相談の場を設けている。（この専門相談は一般の市民の方も相談可能である。）

そのような場を活用し、課題等を先生にご指導いただきながら活動を進めているため、市民後見人が課題を持ち越し、悩みながら活動することはない。

○委員

ここには掲載されていないが「後見人の行政手続のワンストップ化」を、ぜひ令和5年度に取り組んでいただきたい。

後見人に就任すると、健康保険は健康保険、介護保険は介護保険、固定資産税は固定資産税…と何日もかかって手続きをしている。全国的に見ると、ワンストップでできる市町も出てきている。今、兵庫県の三士会では意見書をまとめ、県内全てでしてほしいという取組をすることになっているため、神戸市にも近々届くと思う。

全国的にリーガルサポートの支部は、三士会と連携しながらこの取組を全国的に進めていくような動きになっているため、全国的にこの空気は進んでいくと思っている。神戸は先駆的な街であるため、ぜひ全国よりも早くこの取組をしていただきたい。

●事務局

以前にもお話を一度伺っている。内部でどのような検討ができるかを聞いてみたが、少しハードルの高いところがある。そのため、少し時間をかけて、対応・検討していく必要があると思っている。ただ、そのような動きや要望等があれば、ぜひ私どもにお伝えいただきたい。

4. 協議事項 意思決定支援のあり方について

事務局より資料6～7の説明。

○委員

意思決定支援のあり方という、大きく2つあると思う。仕組みとしてそれをどう担保するか、もう一つは、個別の意思決定支援をどういうふうに行うか。

今回の議題は前者の方か、あるいは、研修や中核センターの介入というのは、一人一人の意思決定支援にサポート・モニター・チェック等をすることも含めてなのか。

●事務局

ガイドラインを見ていると、両方が書かれていると考えている。ぜひ仕組みをつくるべきだということに併せて、個人に対しての支援についても中核機関が支援（介入）をしていくべきだというふうにも読めるということだ。

そういったところで我々も実はすごく悩んでいる。仕組みさえつくればいいのか、あるいは中核機関がしっかりと支援、サポートしていくのか。ただ、そのようになっていくと中核機関の体制の在り方が、ガイドラインにはあまりに総花的に書かれているところもあり、非常に悩ましいと思っており、両面で悩んでいるところだ。

○委員

ガイドラインは抽象的かもしれないが、意思決定支援を機能させるとすれば、両方必要だと思う。仕組みをつくっただけでも、実際に個々の当事者の支援にそれが全然反映されてなければいけないし、一人一人が丁寧にしても、やはり仕組みとして、それが神戸市全体として定着しないといけない。個人的には、今のお話を伺っていると、大変ではあるが、両方とも（両輪）かなと思った。

○委員

シルバー法律研究会でもいつも意思決定支援の話をするが、やっぱり基本は一人一人の支援者の意識やスキルの問題がすごく大きいと思う。

だから意思決定支援に関わる人たちが、どれだけそういう意識や視点、価値観等を持っているか、それぞれの支援者のネットワーク等の人たちがどれだけ自分たちでスキルアップ、研修をするかということが1つ。それぞれの団体でも監視というか、チェック機能を持つということも必要でしょうし。

でも、それだけではいけないので、神戸市あるいは中核機関として、どのように仕組み・全体の底上げをしていくかという、両方だと思う。大変だが、やはり神戸市だけではできないことだと思う。

○委員

研修は県がやるのか。

●事務局

K P I でいうと県が研修をしなくてはならないと書いている。ただ、恐らく県に任せて

いてもなかなか進まない。当然我々も、一人一人の支援者の意識・スキルを上げる取り組みを考えていく必要があるのかな、県に任せておくだけではいけないのかなという気はしている。

○委員

今の話で一番ストレートにできるというのは支援者への研修なのかなと思う。

○委員

今、利用促進の2期計画のイメージとして、青の支援者、赤の事業者、緑の指導監督のような役割の中で、支援者のありようとして、1つ市民後見人を意思決定支援サポーターとして活用するというものがある。八尾市ではお金の見守り、思いの見守り等で、そういう進め方をしているところもある。

そのような今後の流れを考えていく中で、やはり神戸市が持っている市民後見人は非常に大きな財産だと思う。市民後見人がまだ育てられていない地域が非常に多い中、神戸市は非常に長い実績がある。だから最近数が減っていることが私は逆にすごく気になっているが。そういう中で、市民後見人に意思決定支援サポーターの役割を担ってもらうのは、今後の流れにも沿う部分だろう。

一方、市民後見人というのは、従来、専門職にはない市民感覚というところから立ち上げたところがある。でも、実際市民感覚は人それぞれ過ぎて、あまりにもばらばらしている。これが果たして意思決定支援なのかは、このガイドラインのようなスキルを学ばないといけない。

今後、市民後見人の研修の在り方の中で、意思決定支援サポーターになるべき役割として、このガイドラインの研修を入れていくことは重要なのではないかな。神戸市だからできるところでもあるのではないかなと思う。その意思決定支援を学んだ人たちを、私たち専門家が入る場面、市民後見人が後見に入る前、いろんなチーム会議が事前に組成されるような場面等のいろんな場面で活用できる。神戸市は市民後見人が一定数いるため、ここは考えていくべきなのかなと。

一方で、前回の議論でも出たが、成年後見においてセンターは司令塔であり、いろんなところに出ていくのはマンパワーとして無理であるし、これを神戸市が同じようにこのような場面でやるのも無理だと思う。そのため、司令塔的な機能に位置づけて、いかにネットワークの連携の流れをよくするかというところにどちらかという注力してほしい。

○委員

支援者、現場の立場からすると、今までよりもいろんなことを丁寧にしないといけない方向になっていく。しかし、センターの果たす役割は、現場が負担過多にならないようにしていくこと。意思決定支援は、いろんな場面で本人の考えを聞き出すために、いろんなことをしなければならないが、それはたくさんチェック項目があって、それを実行すればいいのではなく、この定義にあるように、本人の価値観や選好等をよく酌み取ること。これを丁寧にやっていったら、実際にやっていくこともスムーズになっていくはずだ。

だから、マニュアル化もある程度必要だが、ただ、それをやっている・やっていないかをチェックすることで窮屈にする方向ではなく、例えばセンターが「考え方」の部分をしっかり研修で伝えていく等で、現場がよりやりやすくなる。

本当に理想的な状態とは、しんどい状態ではなく、互いに快適な状態である。意思決定支援は、その状態をつくるための1つでもある。そのような方向性での研修が根本の部分から丁寧にやっていくようなサポートで実施されたら…。日常の場面でも、恐らくそのような考え方でサポートができる機能をしていけば、いいのではないかと思う。

○委員

委員に同感だ。本人の意向を十分に酌み取らないまま進めると、どこかで絶対にトラブルになる。急がば回れで、本人と時間かけて信頼関係をつくりながらやると、最初は時間がかかるが、走り出したらすごくスムーズにいく。成年後見だけではなく、支援の現場はそういうものだと思う。やはり、そういったところに力を入れるような啓発や研修であってほしいと思う。

○委員

今のお二方の意見に基本大賛成で、その延長で私の思いをお話すると、本人の思いは本人しか分からない。ところが、日頃、後見人1人が接している度合いというのは薄いため、そのような中で思いをはせるのは非常に難しい話だと思う。

そのため、私の結論をいうと、本人を取り巻く環境というか、ケアマネジャーの方、あるいはヘルパーの方、介護されている方、つまり、その方を取り巻く人たちで、ある程度の期間における協議、打合せ、意見交換、あるいは情報交換というものを頻繁に行うことで、より「本人の意思はこうではないか」という思いを皆で補っていく。

だから、そのような案件ごとで、それぞれのチームをしっかりとサポートするように指導していく、それが協議会、あるいは神戸市の役割ではないかなと。そういうものをつくってくださいということが1つの提案、策ではないかなと感じている。

○委員

何か具体的にこういうことをしたらどうかという意見はあるか。神戸市が考えないといけないのかもしれないが、こういうターゲットにこういうことをしてはどうかというものがあればぜひ。

○委員

意思決定支援は、本当に難しい。今、意思決定支援を盾に本人の不利益なことがよく起きている。これは本人の思いだからということで、逆に、放置ではないが、在宅にずっといるということが、1人だって、そういったことがあったりする。そういったことを何か研修でするのは、なかなか難しい。

私は、具体的ではないが、中核機関がどこまで苦情対応に覚悟を決めるかというところもあると思う。専門職の苦情対応に対して、裁判所と専門職と中核機関が連携取ってどう対応しているか。というのは、苦情対応というのは意思決定支援につながるのからである。

苦情というのは大体、先ほど言った意思決定支援を盾にするため、支援者と、本人と、関係がある・親族であるというのがあるので、そういったところで受任調整の役割もある。そういったところでの専門職の苦情対応というところでの、これも裁判所も入ってもらい必要があるが、どういった情報共有をして、受任調整、どこでどう取り組んでいくのか。

専門職だけでは、多分先生方もそうだと思うが、なかなかそこに踏み込めないところというのが実際あると思う。そこを中核機関として、受任調整のところでの苦情対応のところをどう調整していくのかというところに取り組んでいただけたらありがたい。それが本当の意思決定支援につながるのかなと感じている。

○委員

今の委員の意見について、私が正しく理解できているかどうか確認したい。例えばパートナーの中で、他にやってらっしゃる方はどうかなと思っても、パートナーとして何の権限もないとか、そういうことか。

○委員

パートナーで言うと、基本的には社会福祉の方を支援する立場にある。もちろん何か苦情があれば対応はするが、実際のところ不正等よっぽどなことがない限りは、新しく受任をすることや、それをやめてもらうというような権限はもちろんない。その中で、一定程度、この2期計画にもあるが、そういった本人との関係性の中でというようなところでの、介入はできないが、そういった受任調整というような権限の中で取り組んでもらえたらと

いうところだ。弁護士ではないので、どこまでそういった権限があるのか分からないが、そこは情報共有をして対応すべきところではないのかなと。

パートナーは特に権限はないかもしれない。

●事務局

今のお話の中で、まず市民後見人が非常に大きな役割を果たす、あるいは意思決定支援サポーターとしての役割を果たすというのは1つのアイデアとしてどうかというところがあった。しかし、市民後見人が他都市と比べても非常に充実しているかどうかはわからないが、比較的充実しているというような部分は大きな財産だと思っております。

先ほど市民後見人さんのやりがいという部分の話もあったことを考えても、それは1つのアイデアとしてあるのかなと思っている。

一方で、中核機関は神戸市全市に1つしかないため、中核機関がいろんなところに出張っていくよりも、全体の流れをしっかりとつくっていく司令塔的な役割をしていくべきだというものは、前回の分科会でもあり、その意見はたしかにそのとおりのかなとも思っている。ガイドラインには結構細かく、中核機関が出張っていくべきだと書いてあるが、やはり司令塔としての役割というのは求められているのかなと思う。

一方で、先ほども出た苦情対応や受任調整の話というのも、ガイドラインの中にもたしかに苦情調整の話、対応の話が記載されている。恐らく意思決定の場面で、その問題が顕在化する1つのパターンとして苦情というのがありますので、苦情が出ている場面では、意思決定支援の部分に何らかの問題が発生しているというところもあり得るのかなと思っ

ている。

そのため、苦情対応に対して中核機関がどのように対応できるのか。それがさらにもう一個踏み込んで受任調整というところまでやっていけるのか。先ほど「覚悟」という話もあったが、私としては、そこは少し大きな話かなとも思っており、それから家庭裁判所の方ともしっかりと連携をしていかなければならないところなのかなと思っ

ただ、受任調整まで至らなくても、たしかに苦情が起こっている現場での中核機関としてのサポートというのは、もしかしたら1つの考え方としてあるのかもしれないと今、話を聞いて思った次第だ。

やはり「現場の負担が過多にならないように、意思決定しっかりする。だからアジャストメント施設をしっかりとつくっていきましょう」という流れではないというのはまさにそのとおりのことだと思った。そこはそうではなく、より皆さんが柔軟にかつしっかりとしたその

知識を持って、スキルを持って対応できるような研修あるいは説明会といったものも神戸市として考えていかなければならないのかなと思う。

○委員

苦情対応は、今、話題になっているところであり、それに対し家裁はどういうことができるかという観点でいうと、それぞれの団体の会員の方が後見人になり、その後見人が被後見人本人あるいは、その親族の方とうまくいかないときにどのような関与ができるかということになる。罰則という形でやめさせる等の権限までではない。

では、家裁には何ができるのかというところ、そのような仕組みになっていないため、解任というところまではいけない。できるとすると、やはり辞任を促すまでというところだ。

後見事務がきちんと果たせていない場合には、その後見人の監督する裁判所の立場からいうと、後見事務としての責任を果たさないというような観点からの「解任」はあり得なくはない。そういう点では、できないことはない。ただ、そこまで言えるのかどうかは、なかなか個別には難しいと思っている。

そうすると、やはりそれぞれの三士会の方、あるいは自治体、中核機関等々情報を共有しながら何らかの改善をするように促すということになる。どういうことができるのかについては、まだ特に何も仕組みがないため、今は言えないが、何らかの促しの方法や、書面を出すことができるようにする等の試み始めるなど、何をやっていくかは、まさに今から話し合っていけたらと思っている。

裁判所の方でも苦情対応をどういうふうにしていくのか、後見人の交代は、やはり被後見人本人とやってみないと分からないところがあるため、それをそういうふうに柔軟に交代できるかというのは、課題になってきているため、こういう場でも勉強させていただきたいと思っている。

○委員

先ほど委員の苦情問題で意思決定支援を絡めるとなったときに、私たちの団体（リーガルサポート）の場合、本人からの苦情もあるが、通常は親族や周辺者である介護に携わっている人間もしくは包括さん等の周辺者からの苦情が来る。そのときには、まず苦情者から意見を聞き取り、次に会員から意見を聞き取る。大半は何かの誤解で終わるが、その中でいくつか、大きなトラブルになりそうなことがある。その際、三士会の方は本人に会いに行つて確認することがあるかもしれないが、当団体では本人から意思決定について確認する作業はしていない。解任すべき事由があるかどうかまで確認する程度であつて、調整

で終わってしまう。

意思決定をするのであれば、本人の意思を確認する場面に入らせろという話になり、そこに中核機関、場合によっては裁判所に入ってもらえるのか（多分無理だが）、そういうところまで話が行かない限りは、これ意思決定支援の話にはどこまでも、要するに外円で話をするだけになってしまう。

だから、今の委員の話はそこまで行くという意味なのかが気になる。当団体にもその覚悟があれば、おそらく団体のリーガルサポートの苦情担当員がチームに参加し、苦情者、本人と同席し、その場で意思を確認することになる。しかし、本当に中核機関の覚悟もあるだろうし、当団体もそこまでできるのかなというのは正直非常に覚悟がいる。要するに現実的なイメージをするとそういう話になるのかなって思うと…。

○委員

そもそも、リーガルサポートにそういうクレームはそれほど多く入らないのではないかと。

○委員

苦情の担当員ではないので、わからないが、そんなにはないはずだ。

○委員

仕組み上、おそらくそのような苦情は裁判所に行っていると思う。本人が苦情を言うことはあまりないと思うため、家族や支援者が苦情を言うとなれば、裁判所になるのではないかと。たまに弁護士会にもあるとは思いますが。だから、なかなか想像しがたいところはあるが、スムーズな交代等の議論はある。

○委員

市民後見人の話に戻るが、意思決定支援はすごく深い問題だと思って聞いていたが、先ほどの意見にあったように、市民後見人の活躍が1つキーになるのかな私も感じた。初めて見た動画を見た私の感想としては、現場の感覚として、ああいう市民の方たちが施設に来たり、利用者に会いに来たりする機会そのものが施設にとってすごくいいことであって、権利擁護につながる話だと思った。

登録者が96名いて（88名になる予定だが）、26名の方が受任活動中ということは、その他の方はまだ実質活動はなさっていないということになる。登録者により活躍してもらうために、現在3分の1程度しか活動できていないのは何かハードル・課題があるからなのか、どうして活動できる人数がこの人数なのかが知りたいと思った。

そこで、障がいのある方たちに市民後見人をつけることはできるのかということを考え

ていた。一般的に障がいのある方に対して、どう関わっていいかわからないという声もある中で、その辺がハードルになっているのであれば、こちらでできることはないのかと思ったが、どうだろうか。

●事務局

市民後見人が受任している件数は26件だが、それ以外に、報告にもあった区の利用相談室で相談員など、後見業務以外でも、そういう広報活動を行っていただいている。コロナ以降できていないが、地元の説明会の際に広報を一緒にすることもあった。

そのため、市民後見人のほとんどの方が何らかの活動はされているという状況だ。ただ、やはりご指摘のとおり26件の受任件数というのは、やはりすこし少ないとも思う。新しい市民後見人の役割の1つとして、おっしゃっていただいたようなことも、今後の可能性として検討していく必要はあるのかなと考えている。

また、後見相当の方で申立人がいない方については、市長申立てを行っており、現在、基本的には、市長申立てをした案件に市民後見人をつけているという状況だ。その際、障がいを持っている方もいるが、やはり困難性がある案件を市民後見人に受任するのは少し難しい。そういう場合、福祉職の専門家の方が選ばれることが多いが、困難でないような方であれば、障がいのある方にも市民後見人がついているという状況だ。

●事務局

補足としては、やはり障がい者の方を市民後見人が受任する数は、全体に比べると少ないのは間違いない。高齢の方と比べると、障がいのある方に対してのケアの部分は、専門的な御対応、知識が必要になってくる部分もありますため、少し困難度が上がるというところがあると思っている。

○委員

それでは、協議事項については終了とする。意思決定支援の在り方については、本日の委員の皆様からのご意見を踏まえ、事務局で検討していただきたい。